

川越市こども計画の施策体系について（案）

○施策体系の見直しのポイント

【施策体系見直しの考え方】

- ① 現行の「子ども・子育て支援事業計画」や現行計画で内包している各計画を次期計画においても内包することから、施策体系については基本的に現行計画のものを踏襲しますが、一方で、次期計画より「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」を新たに内包することから、当該計画の観点新たに盛り込む必要があります。
- ② 「こども基本法」や、「こども大綱」等の国から示されている指針を踏まえ、本市としまして「こどもまんなか社会」を実現していくために、こども本人や若者への支援に比重を大きくしていく必要があります。
- ③ 次期計画の根拠法である「こども基本法」や「こども大綱」等の国の指針に加え、本市と同様に今年度中に次期こども計画を策定する予定の埼玉県の検討状況を踏まえ、必要事項を施策体系に反映させる必要があります。

【施策体系見直し内容】

上記①～③を踏まえ、施策体系案に以下のとおり反映させていただきました。

【基本理念】

「こども基本法」の理念に加え、「こども大綱」や「こどもまんなか社会の実現」の考え方を勘案し、設定いたしました。

【計画の視点】

「こども大綱」の「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえ、「こどもまんなか社会の実現」等に係る内容を追加いたしました。

【基本目標】

「こども基本法」等を踏まえ、新たに「こども・若者の権利」等に係る内容を追加したほか、次期計画より新たに内包する「子ども・若者育成支援推進法」に規定する計画等を踏まえ、「若者」のキーワードを追加いたしました。

【施策目標】

「基本目標」と同様に「こども基本法」等を踏まえ、新たに「こどもの意見表明の機会の確保」等に係る内容を追加するとともに、「医療的ケア児」の観点を追加いたしました。また、新たに内包する「子ども・若者育成支援推進法」に規定する計画等を踏まえ、「基本目標3（1）こども・若者の可能性を支える取組の推進」として、就労支援等の観点を読み取れるようにしたほか、同法に基づき国が策定した「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、「基本目標3（2）こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備」として、こども・若者の「自殺対策」や「ひきこもり支援」に関する観点を読み取れるようにいたしました。